

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需要区分 | 契 約 種 別 | |
|------------------|-----------|-----|
| 電 灯 需 要 | 定 額 | 電 灯 |
| | 従 量 電 灯 | A |
| | | B |
| | 臨 時 電 灯 | A |
| | | B |
| | | C |
| | 公 衆 街 路 灯 | A |
| | | B |
| | | C |
| 電 力 需 要 | 低 圧 | 電 力 |
| | 臨 時 | 電 力 |
| | 農 事 用 | 電 力 |

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 75 円 60 銭 |
|---------|-----------|

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

| | |
|----------------------------|------------|
| 10ワットまでの1灯につき | 71 円 93 銭 |
| 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき | 107 円 14 銭 |
| 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき | 177 円 55 銭 |
| 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき | 247 円 97 銭 |
| 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき | 388 円 80 銭 |
| 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに | 388 円 80 銭 |

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 50ボルトアンペアまでの1機器につき | 193円 74銭 |
| 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき | 320円 51銭 |
| 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 320円 51銭 |

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

| | | |
|-------|------------------------------------|----------|
| 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワット時まで | 334円 82銭 |
| 電力量料金 | 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 19円 95銭 |
| | 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円 33銭 |
| | 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 28円 76銭 |

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

す。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65パーセント |

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-------------------|----------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 388円 80銭 |
|-------------------|----------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------------------------------|---------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 17円 59銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 20円 82銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 23円 77銭 |

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

| | |
|---|----------|
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 | 7円 45銭 |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 | 14円 90銭 |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 14円 90銭 |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合 | 149円 00銭 |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 149円 00銭 |

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2

(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

| | | |
|-------|---------------------|----------|
| 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワット時まで | 585円 94銭 |
| 電力量料金 | 上記をこえる1キロワット時につき | 31円 63銭 |

ハ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2 (燃料

費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-------------------|----------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 432円 00銭 |
|-------------------|----------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 26円 15銭 |
|------------|---------|

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他こ

れに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 68 円 04 銭 |
|---------|-----------|

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

| | |
|----------------------------|----------|
| 10ワットまでの1灯につき | 64円 26銭 |
| 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき | 96円 12銭 |
| 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき | 159円 84銭 |
| 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき | 223円 56銭 |
| 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき | 351円 00銭 |
| 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに | 351円 00銭 |

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 50ボルトアンペアまでの1機器につき | 174円 30銭 |
| 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき | 288円 11銭 |
| 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 288円 11銭 |

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

| | | |
|------------|--------------------------|------------|
| 最 低 料 金 | 1 契約につき最初の15キロ ワット時まで | 296 円 43 銭 |
| 電力量 料 金 | 上記をこえる 1 キロワット 時につき | 18 円 95 銭 |

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯 C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 356 円 40 銭 |
|---------------------|------------|

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 16 円 36 銭 |
|-------------|-----------|

ニ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし、

周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表8（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

| | | |
|----------------|---------------|----------|
| 最大の入力 のものから | 最初の2台の入力につき | 100パーセント |
| | 次の2台の入力につき | 95パーセント |
| | 上記以外のものの入力につき | 90パーセント |

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

| | |
|------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき | 90パーセント |
| 次の30キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本

料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,058円 40銭 |
|---------------|------------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|---------|---------|
| 1キロワット時につき | 14円 35銭 | 12円 90銭 |

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ

なします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。
この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

| | |
|-----------------|----------|
| 契約電力1キロワット1日につき | 181円 93銭 |
|-----------------|----------|

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の

比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|---------|---------|
| 1キロワット時につき | 17円 54銭 | 15円 81銭 |

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促

進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

| | |
|---------------|----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 615円 60銭 |
|---------------|----------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の

付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 9円 97銭 | 8円 92銭 |

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。